

淀川水系流域委員会 第35回淀川部会 議事録（確定版）

日 時	平成19年 1月 8日（月）
	午後 1時 2分 開会
	午後 2時35分 閉会
場 所	コープ・イン京都 2階 大会議室

〔午後 1時 2分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第35回淀川部会を開催いたします。本日の出席委員でございますが、淀川部会8名の定員で、現在8名お見えになっておりまして、定足数には達しておりますので、部会として成立していることをご報告いたします。なお、後ほど2名がいらっしゃるということでございます。司会進行は、委員会庶務の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。本日3部会が同日に開催されるということございまして、資料がちょっと複雑な形になっております。まちつきの封筒の中に、第35回淀川部会というシールを張ったA4の封筒が入っておりまして、その中に議事次第、それから配布資料リスト、それから審議資料1、その他資料の4点が入っておりますのでご確認いただければと思います。

それから、報告資料1から6、参考資料につきましては各部会共通ということで、各部会の袋ではなくてまちつきの封筒の中、各部会の封筒の外に収録されておりますので、それもあわせてご確認いただければと思います。なお、参考資料1「委員および一般からのご意見（3部会共通資料）」につきましては、12月7日に開催されました第54回委員会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前を発声してから発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないような設定をお願いいたします。それでは村上部会長、よろしくお願いいたします。

村上興正部会長

それでは開始したいと思います。まず、本日は淀川部会の最後の部会です。それで、1月で流域委員会が一応休止いたしますので、今後どのような形になるかはわかりません。それで、淀川部会という形で続くかどうかさえわからないという状況です。ただし、淀川という自然は委員会とは別個に存在しますので、きょうは、この淀川部会では淀川の現状と課題というものをちゃんと整理して、こういうことが問題なんだということを、一応まとめておこうというのが目的です。

それで、特にこの部会として検討してやるべきだったができなかったこととか、検討すべきだったが検討し残したこととか、そういった多くの問題が残っていると、そういう反省も含めてきょうは意見交換をしたいと思います。

それから、ちょっと最初に謝っておきたいんですが、部会の開催回数が非常に少なかった。これは、

ダム問題や委員会の休止問題などいろいろな、委員会全体で扱うべき事項が非常に多くて、部会として扱う問題はわずかに事業進捗の点検ということが中心にならざるを得なかったということで、これは部会の非常に重要な事項ですので、それはやりましたが、その他のことは思ったよりはちゃんとできなかった。私は残念に思っていますと同時に謝りたいと思っています。

ということで早速始めたいと思います。きょうは時間が限られています。それで、報告のために、報告というか、ずっとあるんですが、これは全部割愛します。それよりも淀川部会として考えるべきことの方が問題が多いので、報告事項は全部割愛。それでいきなり審議に入りたいと思います。よろしいですね。

傍聴者（酒井）

部会長。

村上興正部会長

はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

少しその審議の進め方について発言させていただきたいんですが。

村上興正部会長

最初にお断りしたように、進め方に関してはお任せいただけませんか。

傍聴者（酒井）

琵琶湖部会からの経過とかを含めて、本日以降3部会がやられます。その前提で琵琶湖の部会でも発言しましたが、極めてあいまいな議論に終始したわけですよ。参加者も少なく議論も低調でした。住民も参加が少なかったです。きょう以降3部会で、同じことになると思うんです。そのことについて発言を求めます。

村上興正部会長

わかりました、でもね。済みません、それは後にしてください。少なくとも部会はきょう最後ですのでこの部会でやって、委員会全体で議論すべきことにします。

傍聴者（酒井）

違います、違います。そうせんとむだになると思います。きょうの会議が。

村上興正部会長

それは、そうは思いませんので。部会の方、それでよろしいですか。よければそういう形にさせていただきます。

傍聴者（酒井）

25日の内部会議で何を決めたんですか、一体、これは。その説明をしてください。部会の委員、河川管理者の方を含めて。

村上興正部会長

それは琵琶湖部会の話でしょう。何の話ですか。

傍聴者（酒井）

25日のメンバーによる会議で近畿地方整備局から説明があったでしょう。そのことについて、住民は全然わからんのですよ。

村上興正部会長

それは委員会事項ということで私は理解していますが。

傍聴者（酒井）

いや、じゃないです。それを踏まえた上できょう部会をやって初めて実のある議論ができるわけです。

村上興正部会長

議事進行します。済みません、後にしてください。

傍聴者（酒井）

後にします。

村上興正部会長

それで、審議資料1に入りたいと思います。これはどういう形ででき上がっているかといいますと、先ほど言ったように淀川部会で一体どういう問題があるのかということ、課題整理をしようという話です。それで、部会の委員の皆さん方に整備計画のシートと同じような形で計画、治水、それから環境、利水、それから利用という、きょう書いています資料の2ページのところに載っていますが、括弧書きの内容について皆さんに意見を求めました。それで、それ以外にもその枠の中にはまらない問題があったものですから、それについては大項目としてまとめています。したがって、全体としては5項目にわたっています。こういうことでご理解をお願いします。

ざっと私の方から説明いたしますが、1番は「イタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生」ということで、そこに書いてあることは説明資料です、以下は、それで、後で見えておいてください。時間がありません。

のところですね、城北ワンド群におけるイタセンパラ絶滅危機の原因解明及び対策ということがその問題です。

それから、ワンドの干し上げによって、要するに、現在のワンドの現状を把握しておくこと、こ

ということです。その内容については以下に説明が書いてあります。これも説明です。 のところは、以下は全部説明資料です。

はその結果としてわかったことなんですが、ワンドの干し上げの結果わかったことは、 31のシロヒレタビラは1個体しかいない。もう恐るべき結果やったんです。それで、やはりそれがブルーギルやオオクチバスの外来魚とか、ウォーターレタスなどの外来植物の繁茂ということが非常に関係しているということです。そういう外来種駆除ということが非常に重要な課題だということです。

それから、 として淀川大堰の水位操作やフラッシュ操作の検討ということです。それで、何とかワンド環境を改善しようという形で今いろんな試みが行われています。そういったことは今後の大きな問題だと思います。

それから、 は樟葉地区の流水域ワンド群の再生、それで見えてきたことは湛水域にあるという環境下でイタセンパラをそのまま保全することは非常に困難であると。したがって、できるだけ早急に今やっている樟葉地区の流水域ワンド群をちゃんとしようと、7号ワンドまでちゃんとつくりましょうと、そういうことがかなり大きな課題ですよ。これは、最初の1の「イタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生」ということです。

それに関連して、環境のところの に書いていますように、現存するワンド群だけでなく、淀川流域全体を視野にして、可能な限り多くの場所でワンドの保全や再生ということを考えてほしいというのが1番目の要求です。それで、 の方では鶴殿ヨシ原や豊里ヨシ原の保全のように、ツバメのねぐら、ヨシ原の再生ということを流域全体で考えてほしい。

それから、 は淀川大堰下流の問題、だから、干潟の保全・再生ということがかなり大きな問題なので、これも検討課題として考えてほしいと。

は縦断方向の河川形状の修復と。これは桂川の井堰の撤去とか改修ということが大きな問題になって検討しているんですが、まだまだ検討課題になって残っています。

それと、ここに書いていますように、またのところ、重複していますが、淀川に流入している自治体の河川、管轄の中小支川でも同様に縦断方向の生物移動を妨げないようにすることが必要だと。これは、直轄河川だけではなしに、例えば小泉川でもちょっと上がったところは全部管轄が直轄から外れます。いろいろな魚道がつくってありますが余り効果がない。だから、そういったことも含めて流入支川の問題というのも統一的に扱わないと、縦断方向の移動の確保ができませんよということです。

それから、水質悪化防止のための総負荷量管理。それから、 は土砂管理、それから、ダムや堰の弾力的な運用の検討と、こういった問題が環境では重要なことだと。

治水面では、堤防強化というのがやはり非常に重要なもので、現在進行しつつある浸透や洗掘に対す

る堤防強化を全線にわたりできるだけ速やかに完了する。それで、越水にも強い堤防にするための技術開発にも着手すると。なお、スーパー堤防に関しては破堤の心配はほとんどないんですが単価が極めて高い。予算上スーパー堤防の建設事業推進が通常の堤防強化事業の妨げにならないような配慮をしてほしいというようなことを書いていますが、そういう堤防強化というものもかなり大きな課題と。それから、2番目は水害対策の基本である「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」、こういうことをちゃんと実践するような形にしてほしいと。これは繰り返していますが、要するに重要な項目を繰り返しています。

それから利水、それでこれは荻野先生の意見が主に書かれているんですが、利水者の水需要の精査確認、これは全川にわたってと書いています。これは荻野先生初め、水需要部会、あの部会の中で報告書が出ています。その中からとっているものです。

それから、未利用水の発生というものをちゃんと認められるので、それをどうするか調整することも重要な課題であると。それから、ダムから撤退する場合の工業用水の転用ということですね。この転用手続というものをやるのが1つの課題になると。

、渇水対策会議の開催と調整というのは、やはり洪水時のみ開催されているのですが、それを常時やるべきではないかという、そういった話です。それから、利用に関しては舟運という言葉でして、これは水制工が今設置されようとしています。これは、河川環境に与える影響が極めて高いので、それで土砂移動など河川の物理的な環境の変化を把握するために、その施工の影響をモニタリングすることということなんです。

それで、そのほか舟運に関しては船舶航行の影響検討が今行われています。その結果を十分踏まえた舟運、舟の速度や総量規制、それからプレジャーボートの規制など、そういったことを考えるべきだと。

それから、高水敷利用実態の是正、高水敷の利用は川でしか利用できない利用に限定し、既存のグラウンド、ゴルフ場などは段階的な縮小を行うと。こういったことを、新たな施設は認めないというふうな処置が必要であろうと。ただし、ここはすべてこういうことをしろと書いてあるんですが、実は、こういう課題があるという形に書きかえさせてもらいます。ちょっとこちらが踏み込み過ぎまして、思いが入ってしまって、自分の意見を書いていますので、その意見の部分はなるべく外して、課題がこういう形でありますよという形に変更させてもらいます。

それで、淀川大堰開門の設置、これも舟運を考える上で重要な施設だと。しかし、環境への影響をできるだけ考え、悪影響をできるだけ排除して、魚道を設置するなど環境対策というものを十分にしましょうと。

それから、それ以外の問題としまして、これは今の枠にはまらない、はまりにくいものですから、恐

らく環境の中に入るのかもしれませんが、「淀川大堰下流への維持流量についての検討」というのがあります。そこに書いてあるように、は淀川下流から大川への放流について、寝屋川より大川の環境汚染の観点から検討すると。平常時と濁水時に分けて書いていますが、は淀川下流から神崎川への放流量の検討と、これについては詳しくは千代延委員の方からあとはちょっと補足説明をしていただきたいと思っています。

それから4番目、「淀川、木津川、宇治川の河床変動の実態把握とその環境への影響に関する調査および対策の検討」ということで、これは本川は河床掘削や上流からの土砂供給の減少などにより河床が著しく低下していると。それで、このことは治水上の安全性が高くなる一方、河川敷と水との落差が大きく、冠水域が減少し水と陸との連続性の分断が生じていると。それで、一部の地域では、例えば鶴殿のように陸を水に近づけるということで、高水敷の切り下げということをやっています。それでも、やはり全般的にはワンド群の消失とかいろんな悪影響が出ています。

ということで、そういう問題と、一方桂川などでは河床低下はほかの河川ほど著しくないが、これは上流の井堰とその床止めが関係している可能性が考えられると。それで、そういった木津川、宇治川、桂川、淀川本川というのは相互につながっていますので、そういったものを総合的に把握して、どうすればその河床低下みたいなことを対策できるのかと、これは残念ながら検討しなかったんですが、一切まだできていません。一切というのは、少しはできていますが、系統的なことはできていません。これは私は重要な課題だと思っています。それで入れています。

それから、委員の皆様方だけに少し配っている資料があるんですが、それが琵琶湖の水位についての水位ワーキングの提言がありまして、それが淀川部会で検討すべき事項が含まれています。それで、特に瀬田川洗堰の操作と治水、利水、環境のトレードオフという項目がありまして、その中に現在の水位を操作した場合に、淀川に対してはどういうことがあるかということを書いています。それに対して私は意見を表明していますし、そのことを淀川部会としても検討すべきだと。恐らくこれは短時間ではできませんので、引き継ぎ事項もかなりの部分を占めると思います。そういった問題も入れておかないと、やはり、淀川下流のこと、琵琶湖の水位がどうなるかという、瀬田川の洗堰とかは、即、直に淀川自身の流量の問題と直結しますが、そういう形で検討したいと。恐らくこれはそういう形で今後の検討課題となるだろうと。

5項目ですね、この5項目が引き継ぐべき課題であると。前回つくっている資料を、説明資料を随分入れています。これを一応今回出しておきますが、これをまとめるに当たっては、この説明の部分は全部省きたいと思います。それで、必要なポイントだけを入れたものを再度つくります。それはきょうの議論を踏まえた上でやりたいと思いますので、そういう感じでもよろしくお願いいたします。

今からこれについての議論を行いたいと思います。どこからでも結構です。できたら、初めの方からでも結構ですが、ここはどうだという点で抜けている問題とか、書いてあることについてまず言ってもらって、その後こういう問題が抜けているとか、抜けている点について議論するという順番の方がいいと思いますので。まず、書いてあることについての問題。

はい、金盛さん、どうぞ。

金盛委員

金盛です。審議に入ります前に、確認していただきたいことがあります。照会がありましたときに私は特に意見はないと申し上げました。理由はこういうことなんです。そもそもこの委員会が次の委員会に引き継ぐ事項があることが妥当なのかどうかということでもあります。もうご承知のとおり、この委員会は委員会の設置目的に照らしまして、いろいろ、投げかけられた諮問に応え、あるいは意見を発表してきました。例えばダムの方針等について意見を申し上げてきました。また、それぞれの審議の内容については議事録等で明らかであります。

委員会の性格を考えてみますと、この委員会の性格は1代の完結型と言っていい性格のものではないかと思うんです。ときどきに投げかけられた課題に答えを出して、意見を提出するというので、そこで終わると思うんです。この委員会は十分にその時々において使命を果たしてきたのであって、次の委員会に引き継ぐことは本来あってはならないことではないかと。そういうふう考えておるわけです。

示されている内容も、これは本当に次の委員会に引き継ぐ内容かどうか。ご説明になったようなことも、先日の琵琶湖の内容も、これはほとんどは河川管理者への意見なんです。次の委員会は発足してから大いに勉強されたいと思うんです。引き継がれて、それは参考にはなるかもしれませんが、本来引き継ぎは何もなくて、選ばれた学識が最初から勉強されたいわけでありまして。引き継ぎをわざわざしなくても意見書や議事録等で明らかであると思うんです。ということで私は「特に意見はない」と申し上げたんです。ですから、まずそのことを、この場でか、共通する問題ですから、委員会などで、まずそれを確認いただいて。それにしても、引き継ぎというのはいかにもおかしいと思うんです。要望事項だとかにしてもそういうふうなことならまだわかりますけどね。

村上興正部会長

なら引き継ぎ事項という言葉を使うことはきょう止めましょう。まとめでいいです。

金盛委員

やめましょうとは、そんな簡単なことでいいんですか。一応諮っていたかかないとね。

村上興正部会長

例えば、淀川部会のまとめでいいですか。

金盛委員

ええ、何かそんな風なこれですね。引き継ぎというのはどうもね。

村上興正部会長

引き継ぎは確かに、そう言うたらいかにも委員会でこれをやりなさいということになりますから、確かにそれはおかしいかもしれませんが、現在のまとめでも結構ですし、反省点でもいいんですが、そういう形にするということではどうですか。それはやることは間違っていないですね。

金盛委員

せめてね、要望ぐらいで。

村上興正部会長

はい。はい、どうぞ。

寺田委員

金盛委員が今問題提起されたことをすぐに部会長の方でまとめてしまうというのはよくないです。これはやはり皆さんできちっと決めないといけないと思うんですよ。

ただ、金盛さんの方が言われたことは、私もちょっと申し上げたいと思っていたことなので、この地域別部会で、この任期満了に当たって何かを残しておこうというときに、この前運営会議で議論したのは、次の第3次委員会というものがいつどういう形でどのように設置されるかということはもちろんわかりませんので、そこへ引き継ぐのだという前提で物を言うというのではなくて、我々が6年間やってきた中で、未解決というか未検討として残った部分というのはやっぱりあるわけですね。それをやはり明らかにしておく方が良いと思います。そうすれば、もしも第3次委員会というものが設置された場合に参考にしてもらえるわけですから。だから、引き継ぎというのは確かに、これはちょっと余り適した言葉ではないと思います。

それから、河川管理者に対する要望を出すというわけではありませんから、要望的な内容は、私もこれは入れない方がよいと思うんです。委員会としてのやはり一つの区切りとして、任期満了に当たっているものを検討してきて一定検討を終えた部分もあれば、まだ十分に検討できてないこともあった。特に十分に検討できない、残念ながらここで時間切れだというものには、こういうものがありましたということだけでも明らかにしておくということが必要ではないかということだったと思うんです。

だから、そういう趣旨でこれはおつくりになった方がよいんじゃないかと思います。だから、言葉の使い方をちょっともう少し正確に、私もした方がよいと思います。これも私の意見ですから。一応皆さんの意見を聞いていただいて、その上で決めていただけたらと思います。

村上興正部会長

本来は委員会です。このことを議論して、その上で部会を開くべきだったところが逆になっていますので、これは、時間的な関係もありますのでやむを得ん措置だと思んですが、重要なことなので議論したいと思います。それで、今のことについて引き続き議論をしたいと思います。はい、どうぞ、三田村先生。

三田村委員

事前会議でも申し上げたんですが、金盛委員がおっしゃったのがやっぱり原則なんです。おっしゃるとおりだと思います。ただ、私たちの委員会あるいは部会が自己総括して、これは残念ながらこういう事態になってしまったので、次の委員会のご参考にしてくださいというのは残しておいた方がいいのだと思います。具体的な内容についてはすべて公表していますので、次の委員会は賢明でしょうからご参考にされるとと思います。そこにあらわれない部分ですね、私たちがやろうと思ったけどできなかった。それを何とか次のところで解決していただければありがたいという部分を残したらよい。

例えば、私たちには調査権というのは与えられなかったですから、そういうものがあるともっと明らかになったのではないかと、そういう視点で進めていただけると私はありがたいと思います。

村上興正部会長

はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。整備計画の原案はまだ出ておりませんが、これまでにこの委員会としては、河川管理者とキャッチボールをしながら、よりよい原案をつくるという、そういう仕事を一つの任務としてきたと思うんです。引き継ぐということについては、私も金盛委員やほかの委員のお考えに近いんですが、この委員会は、ちょっと今規則を持ってきておりませんが、これから先、ここで終わるのではなくてこの委員会とすればほかに任務がありまして、整備計画ができてその後の変更とか、ほかの目的で私はずっと存続するというふうに受け取っておったんです。そのことは私の間違いであれば、皆さんに今教えていただきたいのですが、ここで完結して、はい、委員会はおしまいというようになるものではないと思うんですけど、もしその点を間違っておれば教えていただきたいと思います。最初の、この引き継ぎというところは、今までの皆さんのお考えに私も同じでよろしいです。

村上興正部会長

この問題は、最後のところはちょっと議論していくわけですね。今後どうなるかわからないですし。

金盛委員

いいですか、ちょっとその点。

村上興正部会長

ええ。

金盛委員

金盛です。その点は私も後で申し上げようと思ったんですが、今千代延さんから出ましたので申し上げますと、この委員会の設置の根拠となっています規約ですね、委員会の規約はいつまであるんですか。この委員会が終わっても続くことなのかどうかなんです。それによって変わってくると思うんですね。新しい委員会になったらまた、それと同時スタートで新しい委員会の規約ができるのかどうかということだと思います。

それで、これは、実はそのときに申し上げようと思ったんですけども、委員会の規約で、本当にこの委員会が1つやっておかないといかんの、もし続くとすれば、整備計画を議論することが目的から外れていることなんですね。この規約の中身をよく読んでみますと。整備計画そのものを審議することが、この委員会の目的に入っていないんです。これはちょっとおかしいことだと思っています。だから、それはこの委員会が、継続するのなら入れておかないといかんということです。

村上興正部会長

今ちょっと取り扱いをどうしようかと迷っているんですが、本来なら委員会全体で議論すべきことを今ここで審議しています、これははっきりしていますね。淀川部会そのものがどういう議論を行うかということに非常に関連しますので、これは本来ならここで今本先生にぱっとバトンタッチして委員会でまずやることをここで議論して、その上で部会に受け継いだ方がすっきりする。そうだと思うんですが、それでどうでしょうか、今本先生自身はどう判断されますか。

今本委員長

今本です。やはり部会は部会ですからね、ここで委員会に切りかえるというわけにもいきませんし、やはり淀川部会として考えていただく、議論していただきたいと思います。

いま提案されている引き継ぎ事項については、実は私自身が想定していたものと全く違った形で出てきています。これは、先ほどの事前会議でも言っていたんですけども、私はこの部会が次に言い残すこととして、ここまでの議論しかできなかったといったたぐいのことを書けばいいのかなと思っています。こういう中身のことを、これは実は河川管理者に向けたことばかりで、次の委員会にもしこれを言うとしたら、これはちょっと僭越ではないかと思っています。

ですから、あとどういうふうを考えればいいかです。まず委員会がどうなるかという話題が出ましたが、私自身はこの淀川水系流域委員会というのは、継続していくものだと思っています。1月末は単に休止するだけと、そういうふうの説明を受けておりますし、次の委員会で規約の改定をするのは、それ

は勝手ですけれども、一応今のところこの委員会が継続して行って、たまたま委員の選考などに手間取っておくれていると。たまたまというよりもこれは意図的かもわかりませんが、そういうような状況になっていると。ですから、この委員会はここでなくなるわけではないというふうに私自身は考えています。これについては、またこの任期内に河川管理者といろいろやりとりしなければならぬと思っています。

当面今ここで議論すべきことは、やはり淀川部会として、淀川部会に限らず地域部会はすべてそうだったんですけれども、開催回数にしろすべてにおいて非常な制約を受けた。審議らしい審議もできなかった。これは、ほかの方も賛成いただけると思うんですけれども、去年はまずダムの方針についての問題が出てきました。また、ことしになってからも休止の問題あるいはフォローアップの問題、いろいろなところで問題が出てきましたので、部会を開くことすらなかなかできない状況にあった。

ただ、では部会が活動していなかったかといえばそうではありません。いろいろなところにおいて、特にフォローアップの問題などは、メール等を通じてですけれども、委員の意見を求めたり、あるいは部会ごとに検討してもらったりいろいろしておりますので、決して活動がなかったわけではありませんけれども、少なくとも、見た目には部会が開かれていない、これはもう決定的に部会としてつらいところです。委員会としてもつらいところです。

そういったことを、私はこういう内容ではなく、次の委員会が開かれたら、やはり淀川水系というのは、地域によっていろいろな特殊な事情もあるので、地域部会で検討した方がいいのではないかとか、そういったたぐいのことを、これまでの活動を踏まえて申し送りといいますが、私どもの総括といいますが、そういったものでおまとめいただければいいのかなと考えています。委員会としてのそういう方針も出さずに、淀川部会に丸投げしているんですが、この部会だって今回を除いたら、もう結局部会を開かずにこの委員会が休止状態に陥ってしまうということから、本当に形式的に開いたというところが、そこはもう私自身も大きく反省しております。

村上興正部会長

はい。今お聞きのとおりですが、委員会に諮問をして、そのことを議論するというのが、やっぱり委員会というのは公開しなければならないですから、できないですが、本来の淀川部会の話に戻して、淀川部会としてはこういうことをし残したのだとか、どういう問題があったんだということをまとめましょうと。

淀川というのは続きますので。この流域委員会がどうなるのかに関係なしに、淀川という自然はございますから、これについての問題点をちゃんとしておこうという、最初に私の言った線でおさめたいと思います。

それで、具体的に内容について始めたいのですが、よろしいですか。もう一般論はこれで終わりということにしたいのですが、いつまでも続けても、次の各部会もごさいますが、そのときにも全部共通した課題なんです。だけど、淀川部会が最初ですから、そういうことがもろに出てきたということなんです。重要なことなんで、この場で議論して、ここで一応頭に置いておいて具体的、個別的な問題に入りたいと思いますが、よろしいですか。よければそういう形にさせていただきます。

そうすると、きょうの審議資料1に基づいた議論を行いたいと思います。これについて、例えば、このここがわからんとか、あるいは、こういう言葉は少し書き直した方がいいとか、先ほど説明しましたように、ここには少し踏み込んだことを書き過ぎています。私がまとめるときつい思いが走りまして、ちょっとこう、かなり要求事項になっていますが、この要求事項ではなしに課題として整理したいと思います。それはこのセカンド・バージョンをまたつくりたいと思います。きょうの議論を踏まえた形で作ります。そういうことでよろしいですか。

そのときは、出し方としては2番目を先に出す形にして、1番とかほかのやつをできるだけ2番の項目の中に組み込むようなことを考えていますので。ただ、組み込めない問題があるものですからね、4番なんてどうやって組み込んだらいいかというのがわからないですが。事業点検に基づく形にしてもらうんですかね、事業点検というのはモグラたたきに近くて、個別論が出てきます。それで、もっと全体についての問題が進捗点検の中では余り論議できない。そういう意味で、4番なんかはまさにその典型的、3番もそうです。議論がちゃんとなされてこなかった。これは残念に思っています。今後の大きな課題だと思います。

3番については、これはちょっと千代延さん説明してもらえますか。補足説明。

千代延委員

千代延です。3番につきましては、先ほどから議論がありますように、部会が開かれておればどうであったか。そういうことで、やり残したことというところに入れていただくかどうかは、これは皆さんの議論にお任せしますが。ちょっとそこに書いておりますことは、私は利水・水需要管理部会でいろいろ実態を調査させていただいている段階で、今大川というのはもともと流水の清潔の保持ということで、随分あそこへ何 m^3/s 以上の水は流そうという、その流す目的はそれが1つありました。

それから、もう1つは、3カ所か4カ所のポイントで、かなりの工業用水を取水しておりました。したがって、塩水の遡上ということで、塩害防止という点でも真水を上流から大川に流すということが必要であったわけですが、後の方の工業用水というのは、今取水というのはほとんどなくなって、わずかに桜ノ宮のところに残っております。こういう状況で少し大川への流し方を、流水の清潔の保持ということにウエートを置いてもよろしいのではないかと。

それで、これは私は知見がたくさんあって言っているわけではないので申しわけないんですが、今やっぱり寝屋川を通して流れている水というのは少ないのです。寝屋川を $20\text{m}^3/\text{s}$ は流れるそうなんです、今は大体 $1\text{m}^3/\text{s}$ か $2\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしか取水して流していないようなんですが、もっと多く通して流せば流水の清潔の保持という効果がもっと高くなるのではないかと、そういうことをやってみていただきたいというのが1つあります。それが、湯水期は今も、フラッシュ放流というのをやられておりますが、これは潮の緩慢に。

村上興正部会長

簡単をお願いします。

千代延委員

あわせて日に大体2回、 $40\text{m}^3/\text{s}$ から $100\text{m}^3/\text{s}$ の間でやっておりますが、これを頻度を少し減らして、大きく流すところの1回分をふやすということになれば効果が出るのではないかと、このことを提案しました。長くなって済みません。

村上興正部会長

提案趣旨をちょっと説明してもらいましたが、どこからでも結構です。次の提案趣旨としては利水の方、荻野先生、少しだけ補足していただきますか、簡単で結構ですから。

荻野委員

おくれてきまして済みません。利水に関しましては、3ページの下から4行目のところで、
、
、
と4つ書いてございます。これは全部、特に引き継ぎ事項というよりは、淀川部会で継続的に審議していただきたい問題がありますということで記載させてもらっています。必ずしも引き継いでというふうには、後手後手でやるような問題ではなくて、こういう問題が提起されているので、まだ、もちろん結論も結果も出ているわけではございませんので、引き続き順々と検討していただきたいということで、4点挙げさせてもらっています。

以上です。

村上興正部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

西野委員

全体を見て非常に読みにくくて理解がしにくいところが幾つかあります。例えば、流水に関しては、3ページの一番下から2行目ですけれども、未利用水の発生が認められるというのがありますが、これは知っている人はわかると思うんですけど、知らない人は何だかさっぱりわかりませんので、もう少し書き足された方がいいのではないかと思います。

あと、最初の1ページ目と2ページ目ですが、ちょっと私は幾つか意見があるんですが、例えば、これはいろいろな原因を挙げています。だけど、どれが本当の原因かというのがよくわからないんです。

まず、確かに は言われるとおり原因究明をできるだけ早急に行うというのが非常に重要だと思います。その原因がはっきりしないにもかかわらず、 というのが挙がってしまっていて、 の干し上げというのは、何のために干し上げをするかという、これは推測ですけど、恐らく外来魚を駆除するためだと思います。それだけで、在来魚の生息環境が改善されるとは思えないので、干し上げというのも1つの手段だとは思いますが、全部について干し上げが可能かという問題もございませう。

もう1つ追加すべきことは、例えばヨシ帯等の環境構造をきちんと把握して、それを一部改変することによって生息環境を改善すると。例えば、高水敷の切り下げというのがあるわけですけども、切り下げは重要だと思いますけれども、その切り下げの形状等をできるだけ、例えばその原野の植物の生息に配慮したような形状、あるいは在来魚のコイ科魚類の産卵に配慮したような形状を検討すると、そういう形での微地形の検討というのが、今後重要な課題になってくると思います。

もう1つは、 、 、 ですけども、外来生物の駆除も重要ですし、水位操作やフラッシュ操作も重要ですし、流水域ワンド群の再生も重要だと思います。そのときに、やるときに重要なことは、その結果をきちんと科学的に評価して、それを次の事業にフィードバックする、いわゆる順応的な手法というのが重要になるわけですけど、その部分が全然書かれていないということで、そういうことをつけ加える必要があるのではないかと思います。

とりあえず以上です。

村上興正部会長

順応的管理というのは全体にまたがりますから、どこかで書くことにします。

ほかに、どこからでも結構です。

この堤防強化についてはこの程度しか書かなかったのですが、今本先生、これでよろしいでしょうか。書いていることは、今、浸透、洗掘に対しては全川をチェックして、その点検に基づいて緊急性のあるところからどんどん堤防強化がなされています。これは非常にいいことだと思っています。だから、そういうことはできるだけ速やかに今のまま続けてほしいと。ただし越水に対しては技術開発を含めてちゃんとしなさいという、この前の堤防強化のところの意見を受けた形になっているのですが。それから、スーパー堤防に関してもちょっと一言触れておりますが。

今本委員長

堤防強化を今の方法で全川を完了して、それから越水についてのものを検討するのがいいのか、私は逆に堤防強化そのものが越水に対するものでやってほしいという希望があります。ただ、その技術的な

開発が確かに難しいのですけれども。

村上興正部会長

これは完了するというのではなしに、むしろ同時的にやりなさいということですか。

今本委員長

私はそう思うんですけどね。完了してから次というレベルではない。堤防補強そのものが、たとえ越水しても壊れにくくするのが堤防補強だという意味。

村上興正部会長

むしろ越水対策の方がかなり重要と考えられるということまで踏み込んでいるわけですね。

今本委員長

はい。

村上興正部会長

ちょっと、私のミスかもしれません。

今本委員長

それと、ちょっとほかのところよろしいですか。

先ほどの千代延さんが説明されたところなんですけど、淀川大堰の問題です。この放流のことは、実は非常に難しいんです。いろいろ検討もされています。ここに具体的な数値を挙げていますけれども、この委員会である程度検討して自信があるのでしたらいいんですけど、単に推測でこうしたらどうですかというのは、もう少し慎重な書き方をした方がいいんじゃないかと。

村上興正部会長

検討課題という形にまとめさせてもらった方が。

今本委員長

そうですね。例えばフラッシュ放流ということで、私はこの程度の放流量を上げても毛馬から河口まで行かない可能性があります。それと、もし放流量を上げれば現在沈殿している物が沸き上がって、大変な環境問題を引き起こす可能性もあるわけです。ですから、そういったことをここで具体的に言うのではなく、こういうふうなことを検討してほしいという程度にした方がいいのではないのでしょうか。

村上興正部会長

そうですね。これは全体について言えますが、ちょっと踏み込んで書いていますので。検討課題という形の整理を。

今本委員長

そうですね、このところは、これをもしやってみてだめだったとなったら、この委員会は責任をと

れるかといいますか、言い出しっぺとしての責任ですけど、そこまで言えない。ただ、何となくこういうことをやってほしいのだというのはわかります。

村上興正部会長

という思いがありますね、僕もそこは書いてあることはそう思います。

今本委員長

ですから、その書き方をもう少し、まどろっこしいといえどもまどろっこしいかもわかりませんが、委員会としての節度を保った方がいいのではないかなということです。

村上興正部会長

はい、わかりました。これは綾さんぐらいに手伝ってもらいながら考えたいと思います。

綾副部会長

今、今本委員長からあった話とはちょっと違うのですけれども、ここに部分的には今の堰下流への維持流量についての検討とか、あと3ページの で堰下流の干潟の再生とかということが書いてあるんですけども、余り今まで議論されていなかったこととして、淀川河口としての汽水域、大川の方と新淀川と神崎川と3つあるわけですけども、それを含めて大阪湾と淀川水系を結ぶ河口としての位置づけというんですか、その再生ということを余り取り上げていただかなかったと思うんですけど、その観点でちょっと議論していただくことが必要ではないかと思うのですけれども、ちょっと追加していただけたらと思います。

村上興正部会長

要するに、淀川の汽水域の保全と再生みたいなことですね。

綾副部会長

はい。

村上興正部会長

ここには干潟の問題を中心に書きましたが、もう少し幅広くということですね。

綾副部会長

はい。

村上興正部会長

これを入れさせてもらいます。ほかに、こういう問題はぜひとも入れよという話は、

先ほど綾さんと話したときに議論になったことは、今の淀川が止水化しまして物すごく水の流れがとろいんです。川というのは、やはり流れる水があるというのが特性なので、流水環境の復元というのがかなり重要な課題になるだろうと。その流水環境の復元はどうやったらできるかというのは別にして、

とにかく流水環境というものを取り戻したいと思っています。そういったことが今後の大きな検討課題ではないかということで、そういうふうで大上段に振りかぶるとたくさんあるんですけども、この問題だけは入れておいた方がいいだろうなという話をしています。

西野委員

流水環境の復元というのは、確かに非常に重要だと思うんですけども、淀川の特長というのは何かと考えてみますと、もちろん淀川というのは河川で水が流れているわけですけども、もう1つは湿地帯が昔はたくさんあったんですね。だから、ワンドもある意味では湿地の代替的な役割をしているわけです。ですから、淀川の復元といったときに、流水環境の復元だけを主な目的にするのは間違っていると思います。流水環境の復元とともに、氾濫原環境ですね、そういうものを復元するという両方を目的にしないと非常に間違った方向に行くのではないかと。少なくとも環境の問題についてはそうです。

村上興正部会長

それはそのとおりですね。だから、巨椋池の復活みたいなことは夢でもいいから語りたと思っていますが。

西野委員

ちょっとよろしいですか。巨椋池ではないんです。巨椋池というのは琵琶湖、淀川の下流も止水環境なんですね。巨椋池というのは、たまたま琵琶湖の流出口で木津川と桂川と3川合流点のところが水がたまって、たまたまそのところが盆地であっただけなんですね。だから、私の感覚で言えば琵琶湖の周りに内湖があって巨椋池があって、そして琵琶湖の下流にさらに湿地があったんですよ。それで、そこを戻しましょうというふうに考えるべきではないでしょうかと言っているんです。巨椋池の復元ではございません。巨椋池も淀川水系の湿地の復元目標としてはあると思いますけれど、淀川の湿地の復元というのはイコール巨椋池の復元ではありません。

綾副部会長

私が申し上げたかったのは、もちろん湿地の復元というのは大切なんですけれども、やはり河川の湿地であるから河川の中で流水的なところがあって、それで湿地に河川としての攪乱とかが生じるような形にならないと、今のままでやっても非常に難しいというのが今までの過去の経験だったと思うんですけど、そのことでちょっとつけ加えさせていただいた次第です。もちろん、西野さんのおっしゃることは非常に重要なことだと、両方ないといけないということはよく理解できます。

村上興正部会長

ただ、湿地になるような広い場所がとれるかというのは大きな問題ですよ。

川上委員

川上です。きょうのご意見を聞いていまして、流域委員会が淀川大堰というものについて、瀬田川の洗堰や天ヶ瀬ダムほどには取り上げてこなかったというか、検討しなかったのではないかという反省が、私は1つあると思うんですね。今、起こってきたイタセンパラの問題にしても、それからこの大川への放流量の問題にしても、今後出てくる舟運で大堰の閘門が1つ検討されておりますけれども、これは全部大堰絡みで本当は琵琶湖の水位操作の検討をするぐらいのワーキングが淀川大堰にも1つあってもよかったのではないかというふうに私は考えているんですけど。

荻野委員

荻野です。今のご発言に関連しまして、淀川大堰は現在工事中操作規則がまだその名前になっているわけですね。昭和47年だったと思うんですが、これができ上がって、現在正式な名前も工事中操作規則と、まだ工事中が続いているので、やっぱりそう長い間工事中もよくないのではないかということで。先ほどの千代延さんの、3のところの維持流量についても、我々は利水のところでも何度か取り上げてこの操作規則を引用しています。もちろん、それが環境問題とか湿地の問題とか汽水域の問題とか関係していることが、少しずつわかってきたのではないかなと思いますので、この工事中操作規則そのものを検討課題としていただきたいというふうに思います。

村上興正部会長

ちょっと勉強させてもらって、確かにあそこにちらっと触れてあったんですが、また十分読み返したいと思いますけど。

はい、西野さん。

西野委員

今、淀川大堰操作規則の話が出ましたので、水位操作ワーキングの検討でワーキングリーダーとして1つコメントします。水位操作ワーキングは、ことしはかなり頻繁に行いまして、琵琶湖についてはかなり議論ができたのですが、淀川大堰については時間的な関係もありまして十分できませんでした。ですから、それは1つの反省点です。1つの理由は、ワーキングのメンバーが非常に限られていたというのが多いのと、もう1つは、部会にフィードバックができなかったというのは反省しております。淀川大堰については、やはり淀川部会で議論すべきではなかったのかなというふうに思っております。それは今後、ぜひ引き継ぐべき課題として挙げていく必要があると思います。

村上興正部会長

委員の方々には引き継ぐべき追加として、今の問題が触れられているんですが、それを簡潔に書いて入れたいと思っています。

それに関連してですが、今、琵琶湖淀川水系における水位操作をめぐる論点と課題と案というのが、西野ワーキンググループリーダーからワーキングのメンバーと琵琶湖部会のメンバーにだけに流されているんです。これを淀川部会のメンバーにも流させてください、そうしないと淀川部会の人理解できない。それで、私の中のことをコピーしまして、必要な部分だけをつかった資料が後で追加した資料です。ですから、その必要な部分を、例えば瀬田川洗堰の操作規則がどんなものであって、操作規則の環境に与える影響として琵琶湖でどんなことが問題になっていて、瀬田川洗堰の試行操作としてどういことが行われていて、その評価がどういうことであるという話のところを、コピーをして皆さんに渡しています。

そういったところで淀川部会でも検討課題になると。最後のところで瀬田川洗堰の操作と治水、利水、環境トレードオフという部分がどうなのかというのが一番大きな課題なので、これは淀川部会で議論すべきこと。ですから、全体にお回しすることを了承いただけなかったので、やむを得ずこういう形にしましたけど、きょう終わった時点で、この現在の案を皆さんにお送りするという形にしたいと思います。そうすると、今の話の議論が読めると思いますので。

オブザーバーの方にこれから琵琶湖淀川水系における水位操作をめぐる論点と課題、これは淀川水系を除いて琵琶湖におけるでもいいと思うんですが、その論点と課題というのはまだ公開されていないんですね。だから、これはあしたの会議で公開されるんですか。

綾副部長

あしたは公開ではないです、検討会です。

村上興正部長

これは最後で公開ですか、委員会で公開ですか。

西野委員

委員会です。

村上興正部長

西野さんを初めとして、かなり皆さん方の頑張りで、中村さんもかなりの手直しをしたやつが今でき上がりつつあります。これをそのうちに公開することになると思います。

どうぞ、今本先生。

今本委員長

今本です。もし内容についての議論がある程度進むようでしたら、一番最初に問題になりましたことですね、この部会がどうすべきかと、その議論をもう少し委員会のためといっは何ですけども、していただければありがたいのですけれども。この内容が済んでからで結構です。

村上興正部会長

はい、わかりました。今の内容については大分修正点とか、これを直したらいいというのは出ていましたので、それを含めて修正案を私の方で書かせていただいて、オブザーバーの方、申しわけございませんけどもそういう形でまとめをつくります。それはホームページぐらいで資料公開をさせてもらうと。多分、今度の委員会で公開されると思います。ここで問題になっているのは淀川部会だけを見ているんですが、恐らくそのときに木津川とか猪名川も含めて全体的な統一をとらないとあかんと、そういう意味で淀川部会もそれに倣って、割と全体が読みやすいような形に変更したいと思います。きょうの資料はあくまで資料として残りますので、その上で変えたいと思いますので、その点はご了承よろしく願います。

それについては、私と綾さんが中心になって部会の方々の意見を聞きながらまとめるという形で、あとはメール会議にしたいと思います。そのメール会議でまとまったものを委員会で公表するという形にしたいと思いますが、この手続でよろしいですね、これだけは確認しておかないといけませんので、そういう形にさせていただきます。

特に追加意見がないようでしたら、最初の非常に重要な問題ですので、そこに戻って後の部会にもすぐ影響する課題なので、少し議論をしたいと思います。

はい、どうぞ。

今本委員長

最初に、金盛さんから引き継ぎ事項というのはあり得るのかという問題提起がありました。私もその辺については非常に悩ましいところだなと思っています。ですから、逆に言いますと、この委員会でやるべきことがやれなかったのが、次の委員会はぜひそういうことを配慮してやってほしいといいますが、その次の委員会にこうこうこういうことをしてくれというのではなく、この委員会の反省を述べるという形にした方が素直かなという気がします。

それと、もう1点の委員会のやるべき事項ですが、これは規約の第2条の目的の一番最初に、この委員会は次の事項につき意見具申または答申を行うことを目的とするということで、最初の1として淀川水系河川整備計画（案）を含む計画内容の進捗の点検に当たって意見を述べることとあるわけです。進捗に当たって意見を述べることで、これが途中の段階でも今まで意見を述べてきたということで、でき上がってからでも意見を述べるということで、やはり整備計画に対して意見を述べるということは、ここに私は含まれていると理解しています。

それと、もう1つ、この委員会がやってきたことは、何らかの諮問を受けて、それに答えるという形だけではなく、みずから進んで河川の整備のあり方といいますが、それを検討してきた、それは何のた

めにしたのかと言えば、この進捗に当たって意見を述べるためにやってきたことなんですけれども、そういう意味で私は規約を逸脱していないと考えています。ここのところは議論の分かれるところかも知れません。どうぞご意見をお願いします。

金盛委員

金盛です。今の2条の解釈ですけれども、やはり1番に整備計画について意見を述べるということがまず来ないといかんとします。おっしゃいましたように、計画内容の進捗の点検に当たって意見を述べるというのは、その次の次みたいな話でありまして、ただこの委員会が今まで整備計画の案が示されなかったわけですから、それはそれで何も責任を果たさなかったということはないんですけど、これはやっぱりおかしいと思います。

ですから、整備計画について意見を述べると。その上で、今の2項にあります変更についても意見を述べる。それをはっきりこの委員会で、30日なら30日の委員会で変更して次へ渡すべきだというふうに思います。ただ、この規約そのものが次の委員会までに生きるのかどうか、それは知りません。

村上興正部会長

その議論は結構難しい議論ですね。僕の考えを言いますと、金盛先生は前に方針が出ない限りすることは余り意味がないと言われたんですが、僕はここの委員会がやったことは具体的な問題から出発して、河川はどうあるべきかということ具体的に考えた。その指針が出なくても、実際に動いていることはこういうことですよということ動いたと思うんです。だから、それは指針が出なくてもできることをしたと、僕はそういうふうに解釈しているんですが、その辺が僕と金盛先生の違いなんです。琵琶湖部会のときに言おうかと思ったんですけど、その辺が僕は具体的な問題から出発して、将来は、当然それは一般原則の大指針につながる問題です。でも、そういつまでも待たないといけませんから、それよりも自分らができることで少しでも川をよくするという視点で動いたと思います、私はそういうふうに評価しています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

吉田です。今の金盛委員からの、いわゆる目的の部分で河川整備計画の策定に当たって意見を述べるというのがないのではないかというお話なんです。これは第2次の委員会が始まるに当たって、我々の方からこういう任務でお願いしますということをお願いをさせていただいたんですが、そのときにはその2項で、整備計画（案を含む）の変更について意見を述べる、これがいわゆるその段階で基礎案ができていましたので、基礎案が今度原案に変わるということについて、それに意見を述べるという意味合いで書かせていただいていたので、それは含んでいるという解釈です。

金盛委員

別途説明を受けました、当初に我々が委員会になったときに受けましたのは、整備計画の策定について意見を述べるというふうに説明を受けたわけですね。それはやはりここに明確に書く必要があると思いますけどね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

要は基礎案ができています。これが今度法定計画の原案になるんですね。原案をお示しして案にするわけですが、案にするに当たってご意見をいただくというのが、いわゆる法定上のご意見を聞くことです。その基礎案を原案にするに当たっても、場合によっては基礎案の変更というのがその都度あり得ます。それも想定して基礎案の変更、あるいは基礎案が原案に変わる、あるいは原案が案に変わる。そのどの段階でもご意見をいただけるようにということで、その項目を書かせていただいています。

金盛委員

原案とか基礎案というのは、これよりもっと以前の話で、いわば整備計画上では隠れた存在であると。

村上興正部会長

それはそうではない。

金盛委員

公開されていますが、霞ヶ関の基本方針が出まして、それに基づいて近畿地方整備局で整備計画を出す。それについて、その策定の段階で意見を言っていくのが本来の姿であります。ただ、それに先立っているところで議論を積極的にやられたということは随分私は評価していますけどね、順序はそうであると思っています。

村上興正部会長

この辺は河川管理者と大分意見が対立するのではないですか。

今本委員長

河川管理者とは対立していませんよ。

村上興正部会長

いやいや、委員会ではないですよ。金盛さんの言うことは河川管理者の言うこととは大分違いますねという話をしているんですよ。だから、委員会としては金盛先生の解釈ではなしに、私の記憶でも吉田所長の言われた解釈で合っていると思うんですけど。

西野委員

きょうは委員会ではありませんし、全員メンバーが来ているわけではないので、ここであんまり議論をすると、いない委員の議論はどうなるのかという問題が出てくると思うんです。ちょっともう一回淀

川部会に話を戻したいんですけど。

村上興正部会長

いいですよ。

西野委員

私が淀川部会でできなかったことは、やはり水系全体の中での淀川の位置づけというのが十分できなかったことではないかなというふうに思っています。

それと、もう1つは、淀川は淀川で環境委員会というのがあるわけですね。その淀川環境委員会と流域委員会とが結構ダブっているところがあって、そこで一部のメンバーは環境委員会のメンバーですので、淀川のことにはよく御存じで常時情報が入ってくると。そのほかのメンバーは時折そういう情報の一部が流されてくるという状況で、淀川の状況が十分把握できなかったということが非常に大きな反省点です。

水位につきましても、水位ワーキングで議論をしたのが琵琶湖のことがほとんどで、淀川は淀川部会のメンバーもおられたし、淀川環境委員会のメンバーもおられたんですけども、ほとんど発言もご意見もなかった状態で十分淀川大堰のことを議論ができなかった。やはりそれは淀川部会の皆さんにきちんと水位の方も十分情報が流し切れてなかったというのが反省点です。

次の委員会としてぜひ引き継いでほしいのは、やはり淀川は琵琶湖の下流ですので、淀川のメンバーの人はやっぱり琵琶湖のことも知っておいてもらわんといかんし、琵琶湖のことは下流の淀川のことも知ってもらわんといかんと。だから、そういう仕組みをつくっていく必要があるのかなというふうに思います。やっぱり課題としては琵琶湖の方が大きいんですね。淀川はどうしても琵琶湖の水がいっぱいになったらあふれてくるとか、そういう問題がありますので、そこの中でどう折り合いをつけるかというような問題が今後きちんと議論をしていく課題の1つではないかというふうに思います。

村上興正部会長

西野さんが言うたことは、淀川部会のメンバーとしても琵琶湖部会の情報が流れてこなかった。だから、琵琶湖部会に入っていないかぎりわからない。それと同じようなことが全部に起こっているんですよ。

西野委員

琵琶湖部会も淀川部会も開催頻度はよく似たものでしたので、やっぱり部会としての問題点の絞り込みというのが十分できてなかった。だから、淀川環境委員会と淀川部会とどのように仕事を切り分けるかとか、そこらが非常にあいまいではっきりしていなかった。

村上興正部会長

それは別に淀川環境委員会に限らず余野川の環境委員会もございますし、琵琶湖に関しては滋賀県に

はいっぱい委員会があります。だから、それは同じようなことがあるんです。

三田村委員

議事進行をお願いいたします。もう時間ですので、一般傍聴の方の意見も聞かなければなりません。今、西野委員がおっしゃったことは木津川上流部会で私がるる申し上げたいことでもありますので、そこで引き継いでいただければありがたいと思います。

村上興正部会長

もう時間がないので、そろそろここで切りたいと思います。

金盛委員

1点だけ。

村上興正部会長

はい、どうぞ。

金盛委員

取り残されたことといえましょうか反省点的に総括しますと、洪水の面から申しますとやはり全体の治水を余り討議しなかったということではないかと思えます。理由は、やはりこれは先ほどから何回も出ていますが、霞ヶ関のmatterであるということがあり、それから30年ぐらい先を考えると、そんな先の話は要らんというふうなことがあって流域全体の治水はどういうことになるかということについて、この地元でせつかくこういう委員会がありますので討議をせずに来たということは、やはり大きな反省点ではないかと思っています。

今本委員長

今の点は狭窄部の問題です。淀川の治水を考える上で木津川の岩倉峡、あるいは桂川の保津峡、これを開削するかしないかということによって下流の治水の考え方はがらりと変わります。現在のところでは、工事実施基本計画までは開削するとしていたわけです。これに対して、今、河川局の方の審議会で議論をされている、この議論を私はひたすら待っていたんですが、それがなかった。そういう意味で治水としては反省といえますか、早く出してくれたらもっとよかった。逆に反省すべきだとしたら霞ヶ関なんかほっておいて、この委員会で先行してやるべきだったなど。その能力が若干欠けていたのかなという反省はあります。

村上興正部会長

まだまだ議論は尽きないと思いますが、もう時間の関係で議論を切りたいと思います。

話を戻しますと、今出てきたいろんな課題について、一応私の方で整理をさせていただいて、それでメール会議でまとめて、その最終結果は委員会で報告するという形にしたいと思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

村上興正部会長

今から一般傍聴者からの意見聴取を行いたいと思います。

順番に、はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。冒頭に部会長をお願いをしました。まさにそのものがもろに今日の議論に出ています。12月25日の近畿地整からの内容について説明をしてください。それをしないで議論が進められないと思います。次期委員会が混乱するんじゃないかと思えます。それが1つ。

地勢から出されているレビューの問題です。このメンバーは漏れ聞くところによりますと現委員長、それから弁護士の寺田さんじゃないかということですね。それと河川管理者の方がどなたになるのか。その他の方も誰になるのでしょうか。

村上興正部会長

済みません、その問題はきょうの審議事項ではないので、きょうの審議事項に関係した形で言うただけませんか。

傍聴者（酒井）

これが重要なんです。部会長はばかしておられる部分ですが、よく理解できません。では私は桂川流域にしぼって申し上げます。もう既に新聞報道で出ています、住民も含めて関係者はみんな知っているわけです。それを議論しましょう、なぜ隠すんですか。3次の委員会のメンバーとかいろいろ具体的に取りざたされています。

村上興正部会長

それは知らないですけど、それはまだあくまで情報であって、確定した話は伝わっておりません。したがって、そういう当てにならんことを議論。

傍聴者（酒井）

2次の流域委員会を継続しろという要求が数多く出ております。という前提で立ったらば。

村上興正部会長

はい、今本先生、どうぞ。

今本委員長

酒井さん、ちょっとよろしいですか。今の点ですけど、琵琶湖部会でも発言されていまして、私の方からちょっと答えさせてもらいます。次期の委員会のことについてはレビュー委員会ができるというのが産経新聞に出ました。そのことに関して出た内容は河川管理者がすべて否定されました。そうい

うようなことは言っていないということで、新たに河川管理者からこの委員会に対してレビュー委員会への参加を申し出るというふうに聞いていますけれども、今のところありません。数時間以内にあるんだと思います。そういう状況です。

傍聴者（酒井）

数時間以内ですか。

今本委員長

はい。

傍聴者（酒井）

微妙ですね。

今本委員長

はい、数時間。

傍聴者（酒井）

わかりました。あと、ほかの傍聴者発言の時間もありますので申し上げます。

桂川流域の住民という立場で申し上げます。まず堤防の強化の問題が1つ。これは御存じのように桂川松尾橋上流萩原堤の工事が今やられています。何か間違いがあったのかどうかわかりませんが、また今度補充工事をやられております。根固めの工事の補修工事みたいですが、これがどういうわけで再工事がやられているのか、それが1つ。その上流に、これは環境委員会とも関係があるわけですが、瀬戸川上流にオオサンショウウオがいました。そこに今工事で大きい石を積み上げて、何の工事がよくわからないんですが、小さな看板でオオサンショウウオの絵がかかっています、これが1つ。これはどういうことなのかということです。

それと保津川の開削狭窄部の問題。狭窄部の問題が12日に国交省で社会資本整備審議会河川文科会河川整備基本方針検討小委員会で議論されるようです、各地の何回かの会議で議事録の資料によると金盛委員、池淵委員も議論に参加され、金盛委員も何回か発言されているようです。一体この狭窄部の問題を小委員会で議論されていて、淀川水系流域委員会淀川部会の現場でなぜ議論をされないのか。ということが、過去にはありましたが中途半端に終わっていると思います。それでも着々と河川管理者は工事をやろうとしています。住民、京都府も含めてやらざるを得ないというような状況に追い込まれているのではないかというふうに思います。

その同じ流域で保津川下りが営業しています。崩落事故がありまして休止したりしていますが、保津川下りはどうなるのでしょうか。またその上流で、これは八木地区の方だと思いますが、高規格堤防なるものが京都府でやられています。これらとの関連も含めて、京都府と連携をとりながら当然国からも

金が多分出ていると思います。その下流で土地改良事業が周辺で400億ぐらいの税金でやられています。それらや上、中、下流の環境破壊の問題、それが流域住民に伝わっていない、議論されない状態です。その辺を明らかにしていただきたい。

それから、嵐山地区のことです、水草対策会議、コカナダモの多量の発生問題で角野委員以下、河川管理者、専門家、その他の方が参加されて、いろいろ議論をされております。私も全部の会議へ行きましたが傍聴者は1人か2人です。聞くところによりますとコンサルだけの費用が、8,000万ぐらいと聞いております。今後の対策については方向性がよくわかりません。これらが堰その他の問題も含めてどうということになるのか、議論しなければなりません。一体何の目的で、誰のためにやられたのか不明確だと思います。

それから、もう1点、もう発言時間がないので申し訳ありませんが、淀川水系中流域の小泉川の魚道工事です。堰も完成したようです。この小泉川工事で、部会長もおっしゃっていたんですが、上、中流の方は京都府が管理していますが、その京都府の工事によるコンクリートの汚れで、せっかく堰をつくっていただいても魚が遡上できて生息が困難になっています。そして、その周辺に高速道路が建設されます。これらの工事費用についてはすごい金がかかっておるわけですよ。一体全体、国民の血税がつかわれています。説明も十分にできない近畿地整の姿勢。まず、淀川水系流域委員会が議論をして下さい。実際に工事が進んでいるわけですから、その辺の説明責任というのは、淀川河川事務所、吉田所長、あなたにあります。説明をしてください、以上です。

村上興正部会長

ここでは時間がありませんので、とりあえずそのことについてどういうことになっているかは、私の方でわかるところまではやって、そして課題として至急すべきことがあったら入れます。それでここでは、その議論はやめます。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

傍聴者（疋島）

大阪から来ました疋島と申します。新年早々どうもご苦労さまです。

実は、きょうの議題のところの3ページを見ていただきたいんですけど、下のところの でハザードマップの作成や配布と書いてあるんですけど、これはどこがやるんですか。国がやるんですか、市町村ですか。例えて言えば、私の仕事先の伊丹市では猪名川が氾濫したときの地図は猪名川工事事務所が出している、武庫川は兵庫県が出している、そしたら全体の伊丹市域が水浸しになるハザードマップというのはどこが出すんですか。その辺の仕組みを、河川法の仕組みから教えてもらえませんか。

村上興正部会長

これもちょっと検討させていただいて、吉田所長、簡単に答えられますか、今は無理ですね。ですから、僕の理解ではそれは非常に状況において違っていると思います。それは流域委員会の中でも議論になりました。だから、もっとハザードマップを住民の皆が使えるような形にしろという話がかかなり大きな課題として出ています。それはまさにそうだと思いますので、一つの検討課題に上がっていますので、ほかにございますか。はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。淀川部会として非常に残念に思いますのは、宇治川の河川整備について、この間ほとんど議論をいただいてないということで、先ほども話がありましたけども、琵琶湖、宇治川、淀川なんですね。ところが、議論はいつも琵琶湖、淀川になってしもうて、宇治川はちょっと。どないして水を流さるのかなと思うんですけど。ですから、これは必ず部会で議論をしていただく。あるいは状況によっては、僕は宇治川ワーキングでもやってもらった方がいいのではないかなというぐあいに思っています。といいますのは、この間も琵琶湖部会へ行ったんですが、「琵琶湖の水位操作と天ヶ瀬ダム再開発」というテーマがあったんですが、これは残念ながら時間がなくて今回は意見書が出てこないという状況です。天ヶ瀬ダム問題は淀川部会だと言われたので、ちょっときょうは発言させていただきます。

それで、昨年7月6日の第51回委員会で、平成17年度の事業進捗点検の意見書を出されているんですが、その中で塔の島地区の問題については塔の島地区河川整備検討委員会、これは淀川河川事務所が設置しているんですけど、ここで検討されているということの評価されているんですね。ところが、実際に議論をされている内容を報告せよというぐあいに意見が出されているんですが、1回もここに出てきたことがないと思うんです。ですから、出てこないやつを評価できるのかどうかというのが、まず1点あると。

それと、私は非常に塔の島地区検討委員会任せにしてほしくない。あくまでも淀川部会としてもきちっと情報をリンクして議論してほしいというぐあいに思うんです。といいますのは、残念ながら塔の島地区検討委員会では流域委員会の議論というのは全く踏まえられない議論をやられているということと、上流も下流問題も全く頭がないということで議論をしたらどうなるかということで、非常に懸念しています。それで、第5回の塔の島地区検討委員会でも結論ありきだけの議論で、かなり紛糾する状況がありました。それで、このまま行きますと、私は平成12年にも塔の島地区検討委員会があったんですが、その二の舞になりかねないと。どういうことかといいますと、例えば平成12年に塔の島締切堤を2億円でつくりました、導水管を12億円でつくりましたが、今回はこれを撤去しようという状況になっ

るんですね。わずか5年間で約20億近い金が飛んでしまうと。なぜそうなったかといいますと、平成12年の塔の島地区検討委員会がわずか3回ぐらいの議論で、結論ありきでやったためだと私は思っています。ですから、こういうことを反省しないと、今度はさらに宇治川本川掘削の話ですから、致命的なダメージになる危険性があると思っています。

ですから、ちょっと話はまた戻りますけれども、やっぱり淀川部会として淀川水系全体を考えたら琵琶湖、宇治川、淀川ということで天ヶ瀬ダム再開発と宇治川の河川整備について、これは重要テーマとして扱っていただく必要がどうしてもあるというぐあいに思います。ちょっとこの審議資料1を見ましたら土砂のところでは宇治川が出てくるだけなんです。

村上興正部会長

はい、わかりました。天ヶ瀬ダム再開発計画に伴う $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の水をどういうふうに、安全に環境と景観に配慮しながら流すかというのは大問題ですね。今回入れようかと思って、ちょっと入れなかったんですが。

傍聴者（藪田）

一番の問題は、河川管理者が必要な検討、調査結果を出してないので、委員会としては意見が言えなかったということだと思うんですけども、それにしてもちょっと宇治川を置き去りにして淀川水系問題は解決しないと思いますので、よろしくお願いします。

村上興正部会長

わかりました。必要課題として入れさせてもらいます。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。淀川部会に関しては第1期のときから進捗の事業が大変多くて、審議時間がいつも押し押しの状態で、いつもタイトなスケジュールでやってきているように思います。やり残したことがたくさんあるというのは本当に事実だと思います。

その中で淀川の河川事務所長は、これで今まで十分流域委員会の意見を聞いてきたと思っておられるのでしょうか。もしそう思っておられるんだったらよほどいいかげんな河川管理者だと言わざるを得ません。もしそう思っていない、まだまだ流域委員会に意見を聞くことがあると思っていられるのだらば、布村整備局長は部下の意見を聞かずに勝手に流域委員会から十分意見を聞いたと判断されたということになります。その辺は、淀川河川事務所長はどうお考えなのかと思いますが、今は聞く時間がありませんので。

もう一つ、きょうの一般からの意見で第1期委員の畚野さんから抗議文が寄せられています。これは

もともと脱ダムネット関西の作成した抗議文ですけれども、これに元流域委員として非常に流域委員会の経過を心配しているというふうなメッセージでこの意見書を出しておられます。本当に、この流域委員会にかかわってきて今意見を述べるできない立場の方がたくさんおられます。第1期委員もそうですし、今までの河川管理者で既に担当を離れられた方もたくさんおられます。その方たちは流域委員会が今後どうなっていくのか、自分が意見を言える立場でないために非常に辛い立場で心配してこの流域委員会の行く末を見守っています。ここにおられる第2期の委員の方たちはわずか20数名ですけれども、その方たちの肩に流域委員会に今までかかわった多くの意見を述べられない方たちが心配して見守っているということを考えて発言をしていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

村上興正部会長

ありがとうございました。ほかにございますか。

実は、これで終わりたいと思いますが、終わりに当たりまして何度も指摘されています淀川部会の開催回数が少なく非常に私どもも残念ですし、それについては謝りたいと思っています。それから、ここまで来れたのは少しでも事業点検など河川管理者の協力とか一般視聴者の皆さんの積極的な発言というのは、非常に私たちにとっていい効果をもたらしました。そういう意味では、こういう形の公開にして皆さん方の意見をもらったということは非常によかったと思っています。ただし、公開の議論が予算上とかいろいろなことで制約されて物すごく少なくなったことは、私たちも非常に深い反省を持っております。今後とも私たちは淀川については、少しでもいい淀川にしたいと思っておりますので、その点では何らかの形でこの流域委員会が終わっても協力したいと思っています。そういうことで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

庶務（日本能率協会総合研究所 近藤）

これをもちまして閉会いたします。

若干、簡単に今後のスケジュールをご紹介して終わりたいと思います。

11日、それから30日に委員会を予定しております。それから、15日にみやこめっせで第11回のダムワーキング検討会を予定しております。以上でございます。

これを持ちまして、第35回淀川部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 2時35分 閉会〕